

確定申告 指導会場

持ち物 チェックリスト



**来場の前に必ず
ご確認ください。**

**資料が足りない場合、再来場を
願うする場合もございます。**

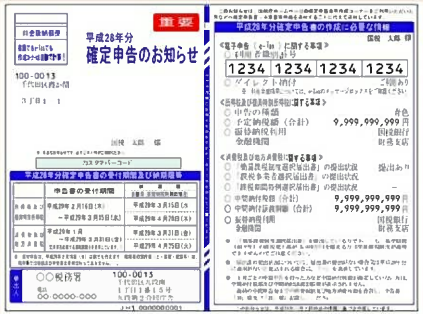
税務署から届いた税務書類

□ 「確定申告のお知らせ」ハガキ 届いた方のみ

◇この葉書には、青色／白色申告の種別や予定納税額などの重要な情報が記載されていますので、**この葉書がお手元に届いた方は、必ず申告会場にお持ちください。**

※前年分の納税を納付書で行われた方には、葉書ではなく封書が届きますので、同じくご持参ください。

◇ご自身のマイナンバーカードで電子申告された方には、上図の葉書は届きません。
◇同様の情報の確認には「マイナンバーカード」及び「利用者証明用の暗証番号（数字4桁）」が必要です。
◇念のため、**予定納税があった方は6月に税務署から届いた「予定納税の通知」を必ずご持参ください。**



□ 予定納税の支払金額が 所得税の予定納税をした方（「確定申告のお知らせ」ハガキにも金額の記載があります）

□ 所得税の納付書 振替納税をご利用でない場合に、税務署より送付されます

『前年』の資料 ！ お忘れの方多数！ご注意ください。

- 確定申告書控
- 決算書・収支内訳書控 事業・農業・不動産所得のある方
- 修正申告・更正の請求・純損失の繰戻請求などをした方は その控

小田原税務署からのお知らせ 令和5年分所得税等の確定申告

税理士による無料申告相談（年金・給与所得の方など）

申告書作成会場の開設期間前に、税理士による無料申告相談を開催します。詳細は右記サイトをご確認ください。

- ☆ 混雑回避のため、**オンラインによる事前申込を受け付けます(令和6年1月10日(水)から右記サイトにて申込可能)**。なお、電話での受付は行いません。
- ☆ オンラインによる事前申込サイトの操作方法は、【050-1808-7285】（受付時間：平日10時～16時 ※12時～13時を除く）へお願いします。
- ☆ 一部の会場では、当日入場整理券も配付しますが、無くなり次第終了します。
- ☆ 小田原市川東タウンセンターマロニエと南足柄市役所以外の会場は、小規模での開催となりますので、お住まいの地域の管轄となる会場でのみ受付・相談を行います。

LINEの方は
こちらから



WEBの方は
こちらから



確定申告はご自宅から！！

作成会場は大変混雑します。ぜひ、ご自宅等からのスマホ・PCでのe-Taxをご利用ください。

○ 確定申告書等作成コーナーの便利機能 ○

- ①青色申告決算書や収支内訳書がスマホで作成可能！
- ②スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力！

○ マイナンバーカードでさらに便利に ○

マイナポータル連携で各種所得控除等の情報を申告書に自動入力！

事前準備は
こちらから



確定申告書等
作成コーナー



主な自動入力対象の証明書等	
給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、株式の特定口座、医療費（1年間分）、ふるさと納税、生命保険、地震保険、社会保険料（国民年金保険料・国民年金基金掛金）、i De Co、小規模企業共済掛金、住宅ローン控除	

税務署の申告書作成会場

～原則、スマホで申告書を作成していただきます～

開設期間 2月16日(金)～3月15日(金)

※上記期間以外は、税務署の申告書作成会場は開設していません。

※土、日及び祝日を除く。ただし、2月25日(日)は開場。

※3月中は大変混雑しますので、2月中の来場をお勧めします。

会場 小田原税務署3階

※お車でのご来場はご遠慮ください。

**時間 【受付】8:30～16:00
【相談】9:00～17:00**

※混雑回避のため、**入場整理券を配付**します（提出のみは不要。電話での受付は行いません）。
当日、会場でも配付しますが、**受付を早く締め切り、後日の来場をお願いする場合がありますので、LINEによる事前発行をご利用ください。**

LINEによる
事前発行は
こちらから！



パート・アルバイト募集

税務署では、確定申告期(令和6年1月中旬頃から令和6年3月末まで)におけるパート・アルバイトを募集しています(採用人数:約70名、仕事内容:スマホ・PCによる申告書作成の補助・書類の整理等)。詳細につきましては、国税庁HPをご覧ください。
面接をご希望の方は、次の連絡先にお問い合わせください。

連絡先 | 小田原税務署 0465-35-4511(音声ガイダンスに従って「2」を選択) 内線204 担当 総務課 星野

『本年分』の帳簿等

- 決算書・収支内訳書 事業・農業・不動産所得のある方
※税務署から用紙は送付されません
◇**ご来場前に、控用決算書へあらかじめご記入をお願い致します。**
①事業所得：月別の売上・仕入金額と合計金額
②不動産所得：不動産所得の収入の内訳
③経費科目ごとの合計額（1ページ目損益計算書）
※「減価償却計算サービス」にお申込み済の方は、11月に郵送された計算書をご持参ください。決算書3ページ目の減価償却費の計算欄は未記入のまま差し支えありません。
※予備の決算書は青色会館に備えておりますが、令和5年分以降用の申告書のご用意は1月末となります。なお、郵送等の対応は行っておりません。

□ 減価償却計算サービスにお申込み済の方は 11月に郵送された計算書

□ 各種帳簿・集計表や試算表 〃

□ 従業員の源泉徴収簿 専従者や従業員がいる方

□ 源泉所得税の納付済領収書 〃

収入に関する証明書等

- 支払調書 報酬など源泉徴収された収入がある方
- 給与所得の源泉徴収票 印刷したものをお持ちください
- 公的年金の源泉徴収票 ！ 年金振込通知書や年金額改定通知書ではありません



- 個人年金の支払年金額等のお知らせ
- 生命保険等の満期返戻金があった方は 収入金額及び『必要経費』の記載がある計算書
- その他収入に関する証明書 特定口座年間取引報告書、事業用車両の売却に関する資料等

控除に関する証明書等

- 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険 年度ではなく「1～12月」の支払金額です
の年間支払額を証する書類
！ お忘れの方多数！電話での支払額の回答に応じない市町村もありますので、必ずご持参ください。
- 国民年金・国民年金基金の控除証明書
- 生命保険料控除証明書
- 地震（損害）保険料控除証明書
- 小規模企業共済掛金控除証明書
- 配偶者の源泉徴収票 配偶者（特別）控除を受ける方
- 医療費控除の明細書 ！ 明細書の作成が必要です(領収書の提出はできません)
- 住宅ローンの年末残高証明書、住宅借入金等特別控除申告書 ！ 両方お持ちください 住宅ローン控除（2年目以降）がある方
- 寄付金控除証明書

その他

- 金融機関名と口座番号が分かるもの 還付申告の場合に必要になります
- マイナンバーの添付書類（本人分） 書面提出で申告をする方
- 申告書記載のご家族のマイナンバー（番号のみ）
- マイナンバーカード本体及び署名用パスワード（英数字6文字以上）と利用者証明用・入力補助用パスワード（数字4桁）（またはID・パスワード方式の届出完了通知） e-Taxで申告をする方
- 国税庁HPで作成した決算書データ（原則事前預り、3面参照）と国税庁HPで印刷した決算書（控用）及びデータ入力の基となった決算書 決算書まで含めたe-Taxをする方
- 筆記用具、電卓

× 不備欄